

令和6年6月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第6回）議事録

1. 開催日時 令和6年6月18日（火曜日）午後2時15分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 佐藤 崇	13番 佐藤 榮一
2番 小松 健	14番 畑山 留美子
3番 齋藤 誠	16番 佐々木 剛
4番 庄司 和夫	17番 伊藤 剛
5番 佐々木 亨	18番 加藤 三敏
6番 伊藤 直子	19番 大瀧 浪雄
7番 菅原 文克	20番 佐々木 純一
8番 板垣 利明	21番 小野 晃一
9番 三浦 幸夫	22番 豊島 靖喜
10番 吉尾 麻美	23番 真坂 和都
11番 巴 寛	24番 富樫 公一
12番 佐藤 源樹	

4. 欠席委員（1名）

15番 佐藤 喜勝

5. 議事日程第1号 令和6年6月18日（火曜日）午後2時15分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第34号 農地法第3条の規定に基づく地上権設定の件

第 5. 議案第35号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 8. 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）

第 9. 議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第10. 議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第11. 議案第41号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長 木内 卓朗

次長 齊藤 政樹

次長兼農地班長	二見真之	農政班長	三保敦
主席主査	佐々木崇嗣	主査	齋藤身子
主査（矢島庶務班）	田口達也	主任（岩城庶務班）	池田健人
主事（由利庶務班）	畠山秀	主査（大内庶務班）	佐藤彰
主事（東由利庶務班）	石渡穰	主査（西目庶務班）	巴留美子
主事（鳥海庶務班）	佐藤海士		

8. 総会議長

富樫公一

9. 議事録署名委員

4番 庄司和夫

5番 佐々木 亨

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年6月4日公示招集されました、令和6年第6回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

15番佐藤喜勝委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第34号から議案第41号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、4番庄司和夫委員、5番佐々木亨委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第34号「農地法第3条の規定に基づく地上権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第34号について、申請内容は記載のとおりであり、申請農地の地下に防火水槽を埋設する内容であるため区分地上権にあたり、地上権を設定する際は農地法第3条の規定に基づく許可が必要であること、また、農地法第3条の規定に基づく所有権移転や貸借権設定においては、譲受人・借受人が「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たす必要があるが、本件は農地の所有者・耕作者に変更は無いため、防火水槽の埋設により営農に支障を来さないかを審査するが、防火水槽の埋設の深さは最小深度60cmであり、耕作者との調整も図られていることから、営農条件に支障が無く許可条件を満たしている旨を説明する。

○議長

議案第34号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第35号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第35号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については議案書記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明し、議案第35号3番については、「農地所有適格法人」の要件を満たしている旨を補足説明する。)

○議長

議案第35号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とします

が、本議案の1番と2番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第36号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第36号1番と2番について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第36号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第36号1番と2番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号「1番と2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に本議案の3番と4番につきましては、3番齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

【齋藤委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第36号3番と4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第36号3番と4番について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第36号3番と4番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第36号3番と4番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号3番と4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

【齋藤委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第36号5番から24番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第36号5番から24番について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第36号5番から24番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第36号5番から24番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号5番から24番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について(一括方式)」を議題としますが、本議案の1番から52番につきましては、1番佐藤崇委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第37号1番から52番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第37号1番から52番について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容につい

ては記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第37号1番から52番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号1番から52番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号1番から52番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第37号53番から222番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第37号53番から222番について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第37号53番から222番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号53番から222番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号53番から222番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第38号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について(その他)」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第38号1番と2番について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第38号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第39号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農用地区域内農地であるが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第39号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番・齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

(議案第39号について、確認日時、現地確認出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地の営農条件に支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦勞様でした。

議案第39号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第39号1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第39号2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに、議案第39号1番につきましてお諮りいたします。議案第39号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、議案第39号2番につきまして、お諮りいたします。議案第39号2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第40号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第40号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明。なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第40号1番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番・菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

(議案第40号1番について、確認日時、現地確認出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地の営農条件に支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

次に、議案第40号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第40号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明。なお、本案件については、第1種、第3種どちらにも該当しない第2種農地であるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第40号2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・伊藤直子委員。

○6番・伊藤直子委員

(議案第40号2番について、確認日時、現地確認出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地の営農条件に支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第40号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第40号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第40号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに、議案第40号1番につきまして、お諮りいたします。

議案第40号1番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第40号2番につきましてお諮りいたします。

議案第40号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第41号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、議案第41号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第41号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものとする旨説明する。)

○議長

議案第41号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番・吉尾麻美委員。

○10番・吉尾麻美委員

(議案第41号1番について、現地は、長年にわたり耕作された様子はなく、草木が生い茂り原野化している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。)

○議長

ご苦労様でした。

次に、議案第41号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況です。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと考えます。)

○議長

議案第41号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・伊藤直子委員。

○6番・伊藤直子委員

(議案第41号2番について、現地は、長年にわたり耕作された様子はなく、草木が生い茂り原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。)

○議長

ご苦労様でした。

次に、議案第41号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第41号3番について、現地は、長年にわたり耕作された様子はなく、雑木等が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものとする旨説明する。)

○議長

議案第41号3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番・齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

(議案第41号3番について、現地は、長年にわたり耕作された様子はなく、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第41号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定い

たしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 3 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 庄 司 和 夫

議事録署名委員 佐々木 亨